調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令

調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調理師試験の実施に関する事務を行う者の指定） **第一条**　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者として、次の者を指定する。 （調理技術に関する審査の事務を行う団体の指定） **第二条**　法第八条の三第二項に規定する厚生労働大臣が指定する団体として、次の団体を指定する。 （調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者の指定） **第四条**　規則第十八条の規定による調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者として、次の者を指定する。	（調理師試験の実施に関する事務を行う者の指定） **第一条**　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第三条の二第二項に規定する厚生労働大臣が指定する者として、次の者を指定する。 （調理技術に関する審査の事務を行う団体の指定） **第二条**　法第八条の三第二項に規定する厚生労働大臣が指定する団体として、次の団体を指定する。 （調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者の指定） **第四条**　規則第十八条の規定による調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者に係る講習を行う者として、次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	試験事務の範囲	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル	調理師試験の実施に関する事務の全部又は一部	平成二十年六月三日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル	昭和五十七年十一月十八日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋人形町一丁目八番一号内山ビル	昭和五十八年二月二日
（略）	（略）	（略）
一般社団法人全日本司厨士協会	東京都港区芝公園三丁目六番二十二号	昭和五十七年十一月十八日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

名称	主たる事務所の所在地	試験事務の範囲	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	調理師試験の実施に関する事務の全部又は一部	平成二十年六月三日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	昭和五十七年十一月十八日

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	昭和五十八年二月二日
（略）	（略）	（略）
公益社団法人全日本司厨士協会	東京都港区芝公園三丁目六番二十二号	昭和五十七年十一月十八日

その他告示

○厚生労働省告示第三百二十二号

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十四条の四第二項の規定により、指定試験機関として指定した公益社団法人調理技術技能センターから、その主たる事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更年月日	変更の理由
東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号ＪＡＣＣビル	東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル	令和八年一月二十六日	移転のため